

令和 5 年 8 月
復 興 庁

第 1 回 浜通り復興リビングラボ ～サイエンス×官民共創まちづくり～ 募集要項

福島県浜通りにおける地域課題解決のための実証事業提案の募集について

1. 事業概要

(1) 目的

福島県の浜通り地域等では、住民の皆様の帰還や移住促進に向け、生活環境向上のための様々な取り組みがこれまで進められてきているところです。この浜通り地域等に、令和 5 年 4 月 1 日、「福島国際研究教育機構」（通称 F-REI）が設立されました。F-REI 立地に際し、国内外から多くの研究者及びその家族が浜通り地域等に移住・定住することが予想されることもあり、生活環境の向上のための取組の一層の推進が求められています。また、F-REI により多くの実証事業が浜通り地域等において実施されることとなります。

このため、浜通り地域等において、民間企業等の知見を最大限活かしながら、最新のサイエンスやテクノロジーを積極的に活用し、住宅、医療、教育、交通、買物・娯楽等の生活環境に係る地域課題の解決につなげるような取組について考える契機を創出するとともに、浜通り地域等における実証事業受入能力向上を支援するため、「浜通り復興リビングラボ」事業を実施いたします。

具体的には、本事業において、浜通り地域等における生活環境に係る地域課題の解決に資するものとして、民間企業等から提案された実証事業を浜通り地域等で実施する機会を創出することを通じて、民間企業等の知見を活かしながら官民連携・共創により生活環境を向上させる取組を地元で考える契機とするとともに、実証事業受入体験を通じて、浜通り地域等の実証事業受入能力を高めることを目指します。

(2) 実証事業提案募集

浜通り地域等の生活環境に係る地域課題解決に資するような取組についての実証事業を公募いたします。新技術や新サービスの機能・効果等を検証するための実証事業だけでなく、既存の技術やサービスを活用してこれまでターゲットとしてこなかった顧客層をターゲットにするなど、新たなビジネスモデルづくりを目指す実証事業も想定します。

なお、技術やサービス、ビジネスモデルが一定程度確立されており、単なる営業活動の一環とみなされる趣旨の提案は、新規性が乏しいと判断されて審査で選定されない可能性がありますのでご注意ください。

※実証事業実施に係る金銭的支援は行いません。

2. 募集期間

令和5年8月1日（火）から9月5日（火）まで（9月5日（火）必着）

3. 募集条件

（1）募集対象

ア 以下のテーマに関連して、以下の浜通り地域等15市町村において実施する実証事業であること。

<テーマ>

- ① 住む（住宅）
- ② 癒す（医療・ヘルスケア）
- ③ 学ぶ（教育）
- ④ 動く（移動・モビリティ）
- ⑤ 楽しむ（買物・エンターテイメント・レジャー）
- ⑥ その他（例：安全・安心、鳥獣害対策等）

<対象自治体>

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

イ 原則として、実証事業の参加者に対して経済的負担を求めないこと。

（2）応募資格

ア 実証事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務体質を有すること。

イ 必要に応じ、財務諸表等の書類提出や事後のアンケート等に応じるなど、「浜通り復興リビングラボ」の運営に協力する体制にあること。

ウ 暴力団もしくは関連団体等との関係性を有していないこと。

※複数法人での共同事業の場合は、上記資格はすべての法人が満たすこと。

（3）実証事業実施期間

原則として、令和7年3月31日まで。複数年度にまたがる場合においても4（8）の結果の報告を行い、4（10）の令和5年度成果報告シンポジウムにおいて進捗状況等を報告すること。

4. 実施の流れ

（1）応募

実証事業提案企業等は、様式に基づき、以下の書類を2. 募集期間内に提出してください。

ア 提出いただいた応募書類は返却いたしません。

イ 採択されたプロジェクトの情報や実証事業等の写真・動画等について、広報活動に利用させていただく場合があります。

ウ 申請書類の作成にあたっては、専門用語をなるべく避け、多くの人が理解できる内容としてください。

<提出書類>

① 申込書(様式1)

② 実証事業提案書(様式2)

※様式2については、選定された場合、復興庁HPにて公表いたします。

(2) 審査・選定

実証事業提案企業等により提出された文書について審査を行い、(4)のマッチング会議において発表いただく実証事業提案を選定します。審査を行うにあたり、リビングラボ事務局より個別に内容の確認や面談をお願いする場合があります。審査基準については、別紙「審査基準」をご参照ください。

(3) 審査結果の通知

令和5年9月12日までに、実証事業提案企業等に対し、リビングラボ事務局から、審査結果を送付いたします。

(4) マッチング会議(非公開)における、実証事業受入自治体とのマッチング

令和5年9月19日(予定)のマッチング会議において、選定された実証事業提案を15市町村等に対して発表していただきます。関心及び受入の用意がある自治体とマッチングされます。

実証事業受入自治体は、次の支援を行います。

ア 実証事業フィールドの探索(必要な場合)

イ 実証事業を受け入れる地域・団体・企業等の募集支援

ウ 実証事業に係る関係団体等との調整

エ 行政データの提供(可能な場合のみ)

リビングラボ事務局は、主に実証事業受け入れ自治体と協力して、次のような支援を行います。

ア 専門家による助言

イ 実証事業の広報等プロモーション支援

(5) 実証事業実施方法の事前調整

実証事業提案企業等及び受入自治体で、実証事業の実施方法の詳細を調整します。調整を踏まえ、実証事業の実施が決定した企業等(実証事業実施企業等)は、実施計画書を作成しリビングラボ事務局に提出するとともに、実証事業参加者への説明および同意取得の実施を行います。

(6) 実証事業の開始

実証事業実施企業等は実証事業に関する参加者からの相談に対応する窓口を創設し、実証事業を実施します。実証事業の実施に際し、専門家からの助言を受けることができます。

(7) 進捗状況の報告

実証事業実施企業等は、様式により、2ヵ月に1度、実証事業の進捗状況等をリビングラボ事務局に報告してください。また、実施計画書の変更が必要な事象や、計画書に定める中止基準に該当する事実が生じた場合には、速やかにリビングラボ事務局に報告してください。

(8) 結果の報告

実証事業実施企業等は、実証事業終了後または令和6年1月末いずれか早い時点で速やかに、様式により、実証事業概要報告書および実施報告書を作成し、リビングラボ事務局に報告してください。令和6年1月末時点で実証事業が終了していない場合には中間報告で結構です。なお、実施報告書や成果物については、必要な範囲内において復興庁が広報活動等に使用することがあります。

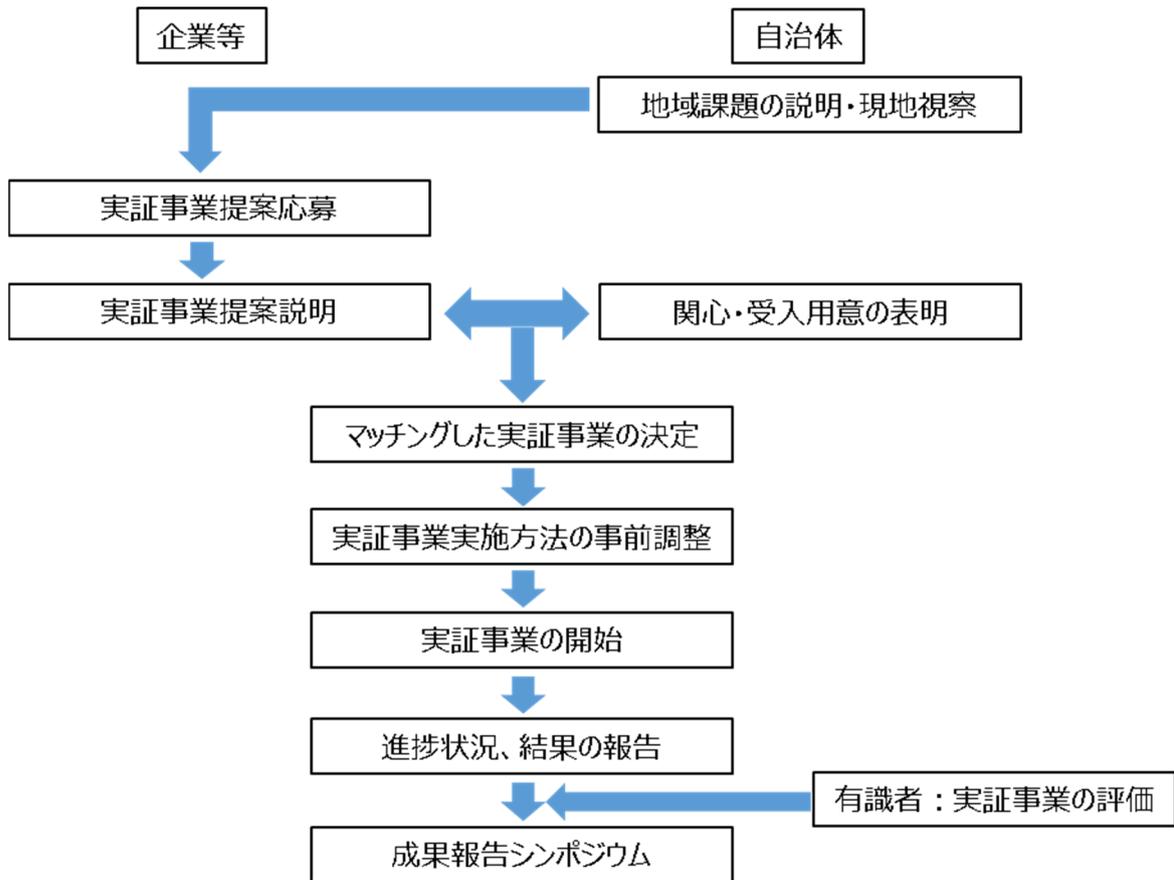
(9) 実証事業の評価（専門委員による評価）

実証事業実施企業等の実施報告書については、専門的知見を有する有識者（専門委員）が評価し、評価内容を書面で通知します。

(10) 令和5年度成果報告シンポジウム

令和6年3月（予定）の成果報告シンポジウム（公開）で、令和6年1月末までの実証事業結果を報告していただきます。この時点で実証事業が終了していない場合には中間報告で結構です。実証事業実施企業等におかれては、実証事業結果のPRやHP等での公開等の広報活動に可能な限りご協力をお願いします。

<実施の流れ>



5. 実証事業の中止等

以下のいずれかに該当する場合は、実証事業の中止を、リビングラボ事務局より通知いたします。

- ア リビングラボ事務局の指示又は指導に従わないとき。
- イ 事故等により、実証事業が実施又は継続できなくなったとき。
- ウ 応募資格を満たさないこと又は虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- エ その他、リビングラボ事務局が中止する必要があると判断したとき。

6. 説明会・現地視察の実施等

令和5年8月8日（火）13時30分から「浜通り復興リビングラボ」概要の他、自治体の方から浜通り地域等における生活環境課題に関するご紹介を行う説明会をオンライン形式（WebEX）で開催いたします。なお、説明会への参加を希望される企業等は、7の担当者までE-mailにてご連絡ください。

また、浜通り地域等への視察を希望される企業等は、お早めに7の担当者までご相談ください。（令和5年8月9日（水）17時締切）現地までの交通費等は企業等による実費負担

となりますが、日程、視察場所等についてはリビングラボ事務局で調整いたします。現在のところ令和5年8月18日（金）を予定しています。希望者が多数いる場合は抽選とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

なお、浜通り地域等の復興の現状等については、以下の復興庁 HP に掲載しておりますので、参考としてください。

- ・ 福島復興・再生に向けた取組（2023年3月）

https://www.reconstruction.go.jp/topics/20230301_fukushima-hukko-torikumi.pdf

- ・ 福島県 15 市町村の現状（産業復興事例集 2022－2023）

<https://www.reconstruction.go.jp/jireishuu/2022data/01/c.html#dataPage>

- ・ 福島浜通り地域等 15 市町村の現況マップ

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-21/20230626_sanko01.pdf

- ・ 原子力被災自治体における住民意向調査

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/ikoucyousa/index.html>

7. 問合せ・送付先：

申込書類は以下の宛先に郵送または電子メールで提出してください。

なお、電子媒体で 10MB 以上の場合は、ファイル転送サービスなどをご利用いただきたく、ご相談ください

復興庁 原子力災害復興班（まちづくり担当） 中村・守谷・田辺

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号 中央合同庁舎第 4 号館 6 階

TEL：03-6328-0246 E-mail：g.machi.v5f@cas.go.jp

8. 留意事項

- ・ 提出された応募書類等は、本件のみに使用することとし、返却しませんのでご注意ください。応募・実証事業に当たってご提供いただく個人情報や機密を含む情報は、復興庁、リビングラボ事務局及び専門家に対し、本事業の実施に当たって必要な範囲で共有されますが、事前の承認なく第三者に提供することはありません。
- ・ 実証事業提案概要及び実証事業提案企業等名、実証事業実施企業等名、実施実証事業の概要及び成果については、実証事業提案・実施企業等による事業の遂行を妨げない範囲において公表されますので、あらかじめご了承ください。

以上

＜審査基準＞

選考基準	評価の視点
地域課題・ニーズへの合致度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜通り地域等の地域課題を理解し、その解決に資するものか。 ・ 実証事業の対象地域は、特定復興再生拠点区域を含む6町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）か、避難地域12市町村（6町村に加え、田村市、南相馬市、川俣村、広野町、楡葉町、川内村）か、福島イノベーション・コースト構想関係の浜通り地域等15市町村（12市町村に加え、いわき市、相馬市、新地町）か。
新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな技術等を活用して、官民連携・共創による新たな財、サービス、ビジネスモデルを目指した提案がなされているか。 ・ 実証事業の過程や成果を情報発信することで、市民・メディアの関心を集めそうか。
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者への安全性が確保されているか。 ・ 提案する新たな財、サービスの安全性・信頼性が確保されているか。 ・ 個人情報の保護方針や個人情報の活用に係る同意手続きが適切に示されているか。
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証事業の計画やリソースは適切か。 ・ 実証事業の推進体制は十分か（人員等） ・ 参加者の負担度合いは適切か。
事業化の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業化に向けた見通しやイメージ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県内企業との連携の可能性 ・ 複数の自治体による広域連携推進の可能性